

扶養認定時における 2回目以降の送金予定に関する確約書

私は、日野 花子を扶養する為、下記の通り送金を予定していますので、この確約書を添えて被扶養者申請を行います。

【2回目以降の送金予定状況を記入して下さい】

送金年額 ※下記「別居している家族の被扶養者条件」参照	600,000 円
1回目の送金金額	50,000 円
2回目以降の1回あたりの送金額	50,000 円
送金頻度（該当するものに✓）	☒ 毎月 ☐ 年 _____ 回
送金方法（該当するものに✓）	☒ 銀行振込 ☐ 現金書留 ☐ その他（ ）

上記、送金実績の証明として「被扶養者 資格確認調査」時には、銀行振込の控えまたは現金書留の控え(写)を提出致します。

提出を怠った場合や、記入した内容に虚偽があった場合は、認定を取り消されても異議ありません。また、送金額に変更が生じた場合は、速やかにその旨通知いたします。

被保険者氏名 日野 健保

日野 健保

以下参考

《別居している家族の被扶養者条件》

1、収入基準 【総支給額】	60歳未満の方	130万円未満(月収目安：108,334円未満)
	60歳以上の方又は障害年金受給者	180万円未満(月収目安：150,000円未満)
被保険者の収入の1/2未満であること		
2、仕送り基準	以下の①～④全ての基準を満たすこと。	
	① 被扶養者の収入よりも、多い金額を仕送りしている 〔 ・無収入の場合 ⇒ 年間48万円以上 ・収入がある場合 ⇒ 年間収入よりも多い金額 〕	
	※被扶養者の収入が年間48万円未満の場合でも、48万円以上の仕送りが必要	
	② 被扶養者の収入の有無に関わらず、1回目の送金金額が4万円以上	
	③ 必ず以下の内容が確認できる証明書である ・送金人が被保険者であること ・受取人が被扶養者であること ・日付 ・金額	
	④ 第三者に証明できる方法（口座振込など）である ※手渡しは認められません。	